

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 21 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室 長 佐 藤 博 幸

賃金指導官 我 妻 一 広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 4 回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木智昭）は、第 4 回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の答申を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される秋田県最低賃金専門部会の審議状況によつては、同日答申されない場合があります。

また、秋田県最低賃金専門部会の審議次第で、秋田地方最低賃金審議会の開催時刻が変更されることがあります。

記

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 3 時頃から（専門部会終了後）
- 2 場 所 秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号
- 3 議 題
 - （1） 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について（予定）
 - （2） その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

- （1） 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和 7 年 8 月 22 日（金）15 時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルユー～）

- （2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

- （3） カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。